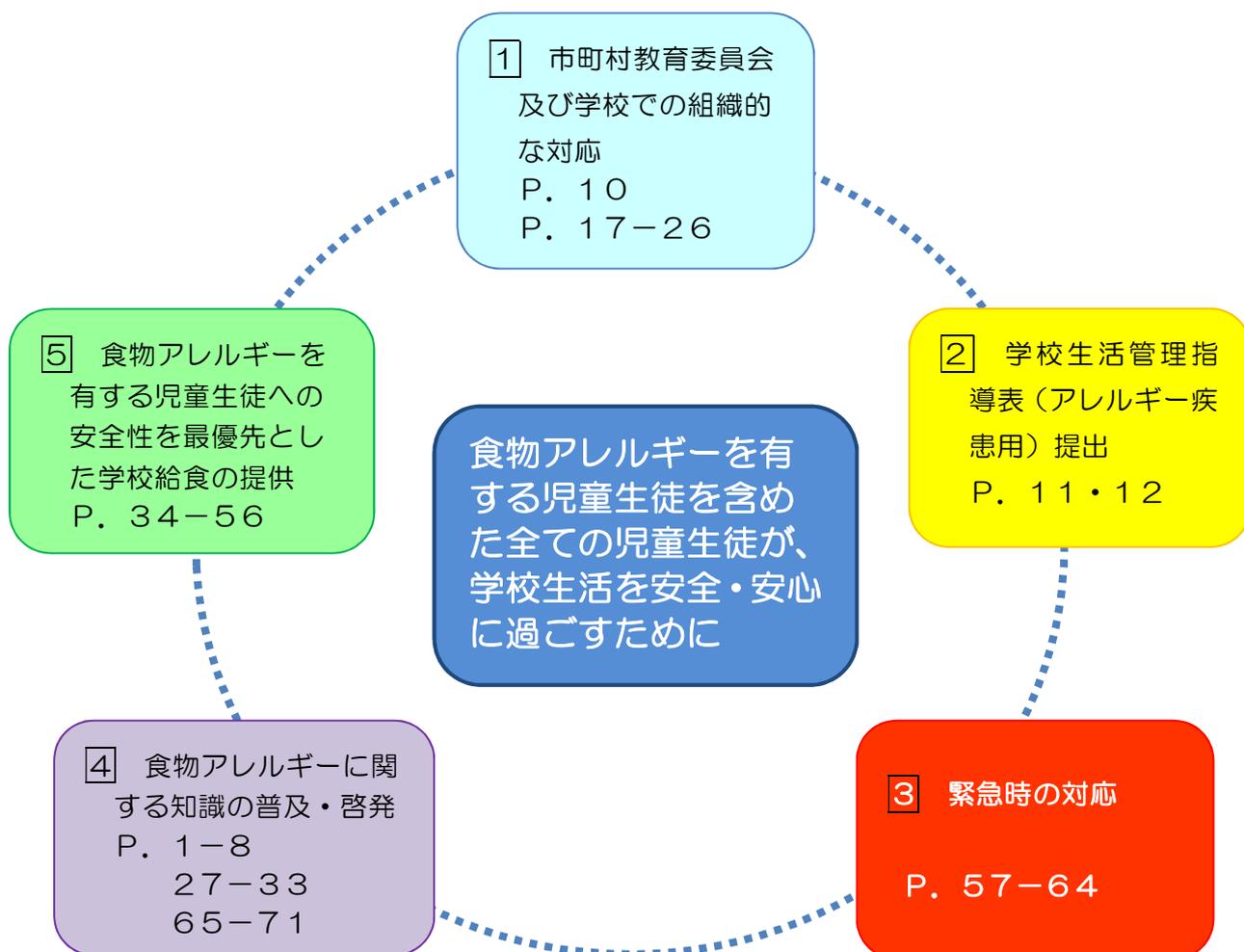


## II 食物アレルギー対応の基本的な考え方

### 1 学校における食物アレルギー対応の基本方針

食物アレルギーを有する児童生徒を含めた全ての児童生徒が、学校生活を安全・安心に過ごせるよう、次の5点を学校における食物アレルギー対応の基本とし、県教育委員会は市町村教育委員会及び学校に対して指導・支援を行います。

- 1 学校における食物アレルギー対応は、市町村教育委員会及び学校において組織的に行う。
- 2 児童生徒の食物アレルギーに対して、学校において管理を行う場合は「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の提出を必須とする。
- 3 緊急時の対応の体制づくり、研修及び医療・消防機関との連携を図る。
- 4 教職員、児童生徒及び保護者に対し、食物アレルギーに関する知識の普及・啓発を図る。
- 5 食物アレルギーを有する児童生徒にも学校給食を提供する。そのためにも安全性を最優先とする。



**1** 学校における食物アレルギー対応は、市町村教育委員会及び学校において組織的に行う。

Q.10

「市町村教育委員会」は何をすればよいのですか？

A.10

市町村教育委員会は次のことを行います。

- ① 食物アレルギー対応に関する委員会（名称は適宜）を設置する。
- ② 市町村における食物アレルギー対応の基本方針を策定する。
- ③ 食物アレルギー対応に関するマニュアル等を作成する。
- ④ 医療機関及び消防機関と連携体制を作る。
- ⑤ 食物アレルギー対応に関する研修会の充実を図る。
- ⑥ 各学校の食物アレルギー対応の状況を把握し、必要な支援・指導を行う。
- ⑦ 献立作成における食物アレルギー対応の基本方針を策定する。
- ⑧ 学校及び調理場の環境整備や人員配置などの支援を行う。
- ⑨ 食物アレルギーに関する全ての事故情報及びヒヤリハット事例を収集し、周知する。
- ⑩ 専門的な内容について相談できる体制を構築する。
- ⑪ 教育委員会や学校の管理下でない場所（保育所・学童保育等）との連携を図る。

P17-20 参照

Q.11

「学校」は何をすればよいのですか？

A.11

学校は次のことを行います。

- ① 校内の食物アレルギー対応に関する委員会（名称は適宜）を設置する。
- ② 県及び市町村教育委員会の基本方針に基づいて、食物アレルギー対応について各学校の具体的な方針を策定する。
- ③ 食物アレルギー対応マニュアルを作成する。
- ④ 緊急時の対応の体制を整備し、危機管理マニュアルに食物アレルギー対応を組み入れる。
- ⑤ 学校給食における食物アレルギー対応の環境を整える。
- ⑥ 食物アレルギーに関する児童生徒の実態を把握する。
- ⑦ 保護者と学校、学校間等の連携を密にする。
- ⑧ 全ての教職員を対象に研修を実施する。
- ⑨ 全ての事故・ヒヤリハット事例を市町村教育委員会へ報告する。

P21-26 参照

**2** 児童生徒の食物アレルギー疾患に対して、学校において管理を行う場合は「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の提出を必須とする。

Q.12

「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」とは何ですか？

A.12

食物アレルギーを有する児童生徒への対応を行う際は、個々の児童生徒の症状等を正しく把握することが必要です。そこで、医師が診断の結果に基づいて、児童生徒のアレルギー疾患の情報を記入するための様式として作成されたものが、「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」です。

なお、食物アレルギーを有する児童生徒への対応は、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」（文部科学省監修・公益財団法人日本学校保健会発行）に基づいた対応が基本となります。

様式 P73・74 参照

Q.13

「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」は誰が提出するのですか？

A.13

医療機関を受診し、食物アレルギーがあると診断された児童生徒が、学校において管理を必要とする場合に、児童生徒についての食物アレルギーに関する情報を医師に記載してもらい、保護者を通じて学校へ提出します。

医療機関受診の費用は、子ども医療制度により、医療保険の自己負担額について、市町村によって無料であったり、助成があったりしますが、「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の記入には、医療文書料金（各医療機関が設定）が必要となります。

P76 参照

Q.14

学校において管理を必要とする場合とはどのような場合ですか？

A.14

次のような状況において、誤食を防止したり、体調の変化に応じた対応をしたりする必要があり、対応のための取組を行う場合を指します。

- ・エピペン®の所持
- ・学校給食（給食の時間）
- ・食品を扱う授業や活動
- ・体育・部活動等運動を伴う授業や活動
- ・校外活動（特に宿泊を伴う校外活動）



P27-29 参照

Q.15

「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」は毎年提出するのですか？

A.15

症状等に変化がない場合であっても、配慮や管理が必要な間は、毎年1回提出します。ただし、大きな症状の変化があった場合は、その際にも提出が必要となる場合があります。なお、市町村教育委員会の食物アレルギー対応に関する委員会等で、個別の対応（毎年提出を求めないなど）において条件を定め、提出頻度の変更を検討・実施することもあります。

【条件（例）】

学校給食で原因食品の提供が無く、学校生活全般においても摂取等の可能性が低い場合で、成長に伴う変化が見込めない食物アレルギーであるなど医師の診断があること。

Q.16

「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の提出はいつから必須となったのですか？

A.16

平成24年12月に、食物アレルギーを有する児童が、学校給食終了後にアナフィラキシーショックの疑いにより亡くなるという事故が起きました。

これを受けた調査研究の報告書を踏まえ、文部科学省の平成26年3月26日付け「今後の学校給食における食物アレルギー対応について（通知）」で、学校での管理を求めるアレルギーの児童生徒に対しては提出を必須とすることとなりました。本県ではこの手引で、「学校において管理を行う場合は「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の提出を必須とする」ことを、基本方針に明記しました。

P9、34、94-97 参照

Q.17

「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」に記載された事項はどのように活用されるのですか？

A.17

食物アレルギー対応は、医師の診断と指導に基づいて行います。医師により記載される「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」は、原因食品ごとに診断根拠が示されるとともに、食物アレルギー病型及びアナフィラキシー病型の情報が提供されますので、児童生徒の食物アレルギーの状況を把握し、日常の取組及び緊急時の対応に役立てます。

学校生活上の留意点は、「保護者と相談し決定」にチェックがつくことが多くありますが、その意味は、保護者からの家庭での除去状況等や、児童生徒の状態についての情報と、学校や調理場の施設や人員の状況とを面談等で相談し、食物アレルギー対応個別の取組プラン（案）を作成することです。「学校生活上の留意点」の「E. その他の配慮・管理事項」は、児童生徒の状況が記載されます。「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」は医師の指示書ではありません。

### 3 緊急時の対応の体制づくり、研修及び医療・消防機関との連携を図る。

Q.18

学校に食物アレルギーを有する児童生徒がいない場合でも、緊急時の対応の体制づくり等は必要ですか？

A.18

食物アレルギーは学校で初めて発症することもあるので、食物アレルギーを有する児童生徒のいない学校においても必要です。

また、食物アレルギーを有する児童生徒が転入してくることも考えられます。

食物アレルギーは、いつどこで発症するかわからないことから、食物アレルギー対応を特定の担当者だけに任せるのではなく、全ての教職員を対象に緊急時に適切な対応が実施できる体制をつくります。

P59-64 参照

Q.19

教職員の研修は毎年行う必要がありますか？

A.19

児童生徒の状態は毎年変化があります。また、教職員の異動や医療機関等の状況が変わる場合もありますので、最新の「緊急時個別対応マニュアル」に基づいた研修が必要です。

状況に変化が無い場合であっても、自校や他校での事故報告・ヒヤリハット事例等をもとに緊急時の対応を見直します。

P65-69・105-109 参照

Q.20

研修を効果的に行うにはどんな方法がありますか？

A.20

全ての教職員が食物アレルギーやアナフィラキシー等に関する正しい知識をもつとともに、エピペン®を正しく扱えるようにするためには、シミュレーションを取り入れるなど実践的な研修を定期的実施することが効果的です。

P65-69 参照

Q.21

医療・消防機関との連携の目的は何ですか？

A.21

医療機関との連携は、「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の適切な運用など国及び県の基本方針に基づいた食物アレルギー対応の実施において、専門的な指導・助言を得て対応を行うためです。

消防機関との連携は、緊急時の対応の整備や実施において、専門的な指導・助言を得て対応を行うためです。

P18・20・22 参照

**4** 教職員、児童生徒及び保護者に対し、食物アレルギーに関する知識の普及・啓発を図る。

Q.22 食物アレルギーとは何ですか？

A.22 原因食品を食べた後にアレルギーの仕組みによって、皮膚や呼吸器、消化器、あるいは全身に症状が引き起こされる現象をいいます。

食物アレルギーと間違えやすい症状としては、体質的に乳糖を分解できずに下痢を起こす乳糖不耐症、とろろ芋で口のまわりがかゆくなるなどの食品に含まれる化学物質が原因で起こる反応（仮性アレルギー）や、食品に含まれる毒素等による反応（食中毒）などがあります。

P 1-8 参照

Q.23 食物アレルギーの知識が必要なのはどうしてですか？

A.23 食物アレルギーの症状や、症状が現れた際の適切な対応方法を知ることは、児童生徒の命を守るために必要なことです。

食物アレルギーを起こす食品についての知識は、食物アレルギーを有する児童生徒が誤食などにより食物アレルギーを発症しないために大切です。

また、食物アレルギーを有する児童生徒が、他の児童生徒と異なる食事をする事などへの理解につながり、食物アレルギーを有する児童生徒が、安心して学校生活を送ることができます。

P 18・30・100-103・110-111 参照

Q.24 食物アレルギーを有する児童生徒はどれくらいいるのですか？

A.24 県の食物アレルギーに関する調査結果（平成27年5月1日現在）では、小学生で5.6%、中学生で5.5%（学校給食での対応が必要な小学生2.4%、中学生3.2%）です。

P 112 参照

**5** 食物アレルギーを有する児童生徒にも学校給食を提供する。そのためにも安全性を最優先とする。

Q .25

安全性を最優先するための課題は何ですか？

A .25

一つは、医師の診断に基づく「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」が未提出のまま、学校給食において食物アレルギー対応が行われている現状があります。

一般的には、乳幼児期に食物アレルギーを発症する子どもの約90%は、6歳までに除去食の解除ができることが知られています。しかしながら、食物アレルギーの診断・管理方法が十分に普及していないために、不必要な食事制限が行われているケースも見られます。

医師の診断に基づかない不必要な食物アレルギー対応は、児童生徒の成長の妨げになるとともに、学校給食にかかわる限られた人員、施設設備を、真に対応が必要な児童生徒への食物アレルギー対応に、集中させることができないため、安全性を確保するための課題となっています。

また、食物アレルギー対応の基本方針の策定を始め、児童生徒の食物アレルギーの実態に応じた食物アレルギー対応給食を提供するための施設設備や人員等について組織的に検討する市町村の体制づくりや、各学校における食物アレルギー対応の組織的な取組においても課題であります。

P 12、105-109、112・113 参照

Q .26

食物アレルギーを有する児童生徒にも学校給食を提供するためにはどんなことに取り組むとよいですか？

A .26

食物アレルギーを有する児童生徒の実態を把握し、学校給食が原因となる食物アレルギーを発症させないことを前提とした学校給食の調理や提供及び給食の時間を考えた施設設備や人員配置の在り方について検討し、方針をたてて取り組みます。

また、献立作成においては、特に重篤な症状を発症する者が多かったり、発症例が多かったりする原因食品について使用の頻度や方法、1回の給食における原因食品の使用方法などを検討して、食物アレルギー対応の基本方針を作成します。この基本方針は、献立作成委員会や食品選定のための委員会に周知します。

P 34・44-46 参照

## 2 食物アレルギー対応のための基本的な流れ（例）

〈流れ〉	〈内容等〉	〈関係書類〉
1 保健調査票による把握	食物アレルギーの有無等を把握する。	保健調査票
2 調査実施  (新一年生の場合は、就学時健康診断時に合わせて実施)	食物アレルギーの原因食品や状態を把握する。	食物アレルギーに関する調査票 (様式1・様式1別紙)
3 対応申請受付	保護者が学校での管理を希望する場合や、エピペン®を処方されている場合等は、食物アレルギー対応の対象として申請を受け付ける。	食物アレルギー対応申請書 (様式2-1)〈添付書類3点〉 ・学校生活管理指導表(アレルギー疾患用) ・食物アレルギーの経過及び対応状況申告書(様式3) ・家庭における除去申告書(様式4)
4 保護者との面談実施	学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)及び様式1~4を基に、保護者と面談し、記録を作成する。	面談記録票(個人調査票) (様式5)
5 学校の食物アレルギー対応に関する委員会開催  (個別の取組プラン・緊急時個別対応マニュアル・学校給食における食物アレルギー対応の検討)	面談結果を踏まえて作成した個別の取組プラン、緊急時個別対応マニュアル及び学校給食における食物アレルギー対応についての案を委員会で検討し、校長が学校としての案を決定する。	個別の取組プラン(案)(様式6) 緊急時個別対応マニュアル(様式7) 学校給食における食物アレルギー対応について(報告)(様式8-1)
6 市町村の食物アレルギー対応に関する委員会開催  (個別の取組プラン・緊急時個別対応マニュアル・学校給食における食物アレルギー対応の決定)	学校としての案を市町村の食物アレルギー対応に関する検討委員会で検討し決定する。決定結果を学校に通知(学校給食の対応については保護者へも通知)し、関係機関とも連携する。	個別の取組プラン(決定)(様式6) 緊急時個別対応マニュアル(様式7) 学校給食における食物アレルギー対応の決定について(通知)(様式9)
7 保護者への説明・協議  (個別の取組プラン・緊急時個別対応マニュアルの承認、学校給食における食物アレルギー対応の確認)	保護者に市町村食物アレルギー対応に関する検討委員会での決定内容を説明する。 保護者の理解を得られない場合は、市町村教育委員会へ支援を要請する。	個別の取組プラン(決定)(様式6) 緊急時個別対応マニュアル(様式7) 学校給食における食物アレルギー対応の決定について(通知)(様式9)
8 学校の食物アレルギー対応に関する委員会開催  (全ての教職員の共通理解)	個別の取組プラン、緊急時個別対応マニュアル及び学校給食における食物アレルギー対応を全ての教職員で共有し、個々の児童生徒の対応についての共通理解を図る。	食物アレルギー対応申請書(中止・変更)(様式2-2)〈添付書類3点〉 個別の取組プラン(様式6) 緊急時個別対応マニュアル(様式7) 学校給食における食物アレルギー対応について(様式8-2) 学校給食における食物アレルギー対応の決定について(通知)(様式9)
9 中間報告	取組の様子や改善点を検討・修正するとともに、必要に応じて保護者の意見・要望を確認し記録する。	食物アレルギー対応申請書(中止・変更)(様式2-2)〈添付書類3点〉 個別の取組プラン(様式6) 緊急時個別対応マニュアル(様式7)
10 評価	変更・中止の申請があった場合は、必要に応じて委員会で協議する。	学校給食における食物アレルギー対応について(様式8-2) 学校給食における食物アレルギー対応の決定について(通知)(様式9)

### 3 市町村教育委員会における対応

#### (1) 食物アレルギー対応に関する委員会を設置します。

市町村教育委員会は、学校における食物アレルギー対応についての方針を明示し、学校関係者、学校給食関係者、医療関係者、市町村を管轄する消防機関、保護者、市町村教育委員会等が共通認識をもって食物アレルギーの対応に当たることができるようにする必要があります。

そのために、市町村教育委員会に食物アレルギー対応に関する委員会（名称は適宜）を設置し、定期的に協議の場を設けます。

委員会においては、食物アレルギー対応に関して文部科学省の指針や県の手引を基に、市町村の基本方針を策定するとともに、食物アレルギー対応マニュアル等の作成や食物アレルギー対応に関する研修会を企画するなど学校への指導・支援を行うほか、教育委員会や学校の管理下でない場所（保育所や学童保育等）との連携も図ります。

Q.27

食物アレルギー対応に関する委員会の委員はどのような構成にするのですか？

A.27

食物アレルギー対応に関する委員会の委員構成例は、次のとおりです。

- 学校関係者（校長、保健主事、養護教諭、栄養教諭等）
  - 学校給食関係者（共同調理場長、栄養教諭・学校栄養職員等）
  - 医療関係者（学校医、アレルギー専門医、学校薬剤師等）
  - 市町村を管轄する消防機関
  - 保護者代表
  - 教育委員会（学校保健担当、学校給食担当、学校教育担当等）
- その他、必要に応じて保健関係部局や学校の管理下でない場所（学童保育等）の関係者等を加えます。

#### (2) 市町村における食物アレルギー対応の基本方針を策定します。

市町村における食物アレルギー対応の基本方針は、文部科学省の学校におけるアレルギー疾患対応の基本的な考え方や学校給食における食物アレルギー対応指針、県教育委員会の基本方針を基に策定します。また、具体的な取組を進めていくに当たっては、児童生徒、学校・調理場の実態を踏まえるとともに、県教育委員会とも連携することが重要です。

Q.28

食物アレルギー対応の基本方針にはどのような項目を盛り込むのですか？

A.28

食物アレルギー対応の基本方針に盛り込む項目の例は、次のとおりです。

- 食物アレルギーを有する児童生徒の学校生活
- 食物アレルギー対応における関係機関等との連携
- 食物アレルギーの知識の普及や緊急時の対応の研修
- 学校への指導・支援
- 学校給食における食物アレルギー対応
- 学校・調理場の施設・人員等の環境整備

(3) 食物アレルギー対応に関するマニュアル等を作成します。

市町村における食物アレルギーの基本方針に基づいて、各学校で実施するための具体的な方法や必要な様式等を定めた食物アレルギー対応に関するマニュアルを作成します。

Q.29

食物アレルギー対応に関するマニュアルにはどのような項目を盛り込むのですか？

A.29

食物アレルギー対応に関するマニュアルに盛り込む項目の例は、次のとおりです。

- 基本方針
- 校内体制の整備（校内の食物アレルギー対応に関する委員会の設置と運営）
- 食物アレルギーを有する児童生徒の把握
- 学校生活における配慮・管理
- 学校給食における食物アレルギー対応
- 緊急時の対応
- 食物アレルギー対応の基礎知識
- 食物アレルギー対応に関する様式

(4) 医療機関及び消防機関と連携体制を作ります。

市町村教育委員会が主体となって、医療機関及び消防機関との連携を図ります。

Q.30

医療機関との連携についてはどのようなことを行うのですか？

A.30

医療機関との連携は、次のような例があります。この際、医師会・学校保健会・学校医会等との連携を図ることも有効です。

- 「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の運用について共通理解を図る。  
（記載内容、小学新1年生や在校生への配布時期や学校への提出時期等）
- 食物アレルギー・エピペン®についての知識の啓発・普及のための研修会において指導・助言を受ける。
- 食物アレルギー対応に関する委員会で学校給食における食物アレルギー対応の対象とする児童生徒について検討・決定する際に指導・助言を受ける。

Q.31

消防機関との連携についてはどのようなことを行うのですか？

A.31

消防機関との連携は、次のような例があります。

- エピペン®を所持する児童生徒の在籍に関する情報を共有する。
- 食物アレルギー事故での救急車要請時に学校から伝える内容を確認する。
- 食物アレルギー事故での救急車乗車時に救急隊員へ提供する資料等を確認する。
- 救急対応の研修会において指導、助言を受ける。

(5) 食物アレルギー対応に関する研修会の充実を図ります。

食物アレルギー対応に関する研修会は、内容や研修の方法について検討を行いながら、全ての教職員が継続的に学ぶことのできる機会を設けることが重要です。

研修会を継続して実施するために、毎年開催する管理職研修や危機管理研修等の中に位置付けるなどの方法もあります。

学校単位での校内研修を促進するため、研修時間の確保等について校長に働きかけるとともに、校内研修会へ講師を派遣するとともに各学校の代表者を集めて校内研修での講師を養成するなど市町村教育委員会としての支援を行います。

県教育委員会は、市町村教育委員会の研修会に講師の紹介をしたり、教職員を対象とした研修会を実施したりするなどの支援を行います。

研修では、食物アレルギーに関する基礎知識のほか、特にエピペン®の取扱い等を含めた実践的な演習を取り入れることが大切です。

P1-8・57-68 参照

Q.32

食物アレルギー対応に関する研修会はどのような機会と組み合わせて行うとよいですか？

A.32

食物アレルギー対応に関する研修会は次のような機会と組み合わせることが考えられます。

- 夏季・冬季休業中の教職員研修
- 管理職研修や危機管理研修
- 学校医の研修

Q.33

食物アレルギー対応に関する研修のポイントとしてどんなことがありますか？

A.33

食物アレルギー対応に関する研修のポイントは次のとおりです。

- 質の確保・向上のため、医療機関や消防機関と積極的に連携する。
- 継続的な取組とするため、年間の研修計画へ位置付ける。
- 全ての教職員の参加の機会を確保する。
- 緊急時のシミュレーションなど実践的な研修を実施する。

(6) 各学校の食物アレルギー対応の状況を把握し、必要な指導・支援を行います。

各学校から申請・報告された個別の取組プランや学校給食における食物アレルギー対応の実施についてなどの検討・決定を行うとともに、判断に迷う児童生徒の対応方法の決定や施設の不備・人員の不足等、必要に応じて指導・支援を行います。

(7) 献立作成における食物アレルギー対応の基本方針を策定します。

学校給食における食物アレルギー対応の充実のためには、献立作成における食物アレルギー対応の基本方針を策定し、献立作成委員会や食品選定のための委員会と連携した対応が重要です。

P34・44 参照

(8) 学校及び調理場の環境整備や人員配置などの支援を行います。

誤食や除去食・代替食の調理におけるアレルゲンの混入を防止するため、調理場の施設設備（食物アレルギー対応室や食物アレルギー対応コーナーなど）や調理機器・器具等の整備、食物アレルギー対応用の食器具、調理場や学校での対応に必要な人員の配置等が求められます。

共同調理場と各受配校における安全・安心な給食提供のための連絡体制の構築や打合せ時間の確保なども必要な措置となります。

学校において食物アレルギーを有する児童生徒や保護者への個別的な相談指導として栄養指導を行うなど栄養教諭がその職責を果たせるよう勤務体制を整備するといった配慮も必要です。

P50 参照

(9) 食物アレルギーに関する全ての事故情報及びヒヤリハット事例を収集し、周知します。

各学校に対し、全ての事故情報及びヒヤリハット事例について、その詳細と改善策の報告を求めます。集約した情報は学校へフィードバックし、市町村内の全ての学校で共有することによって、事故防止に努めます。

さらに、学校管理下においてエピペン®を使用した場合（学校での誤食等が原因で、病院や家庭等でエピペン®を使用した場合及び医療機関でアドレナリン投与を受けた場合も含む。）は、県教育委員会に報告します。

P69-71・105-109 参照

(10) 専門的な内容について相談できる体制を構築します。

保護者に対して、専門の医療機関や食物アレルギーの基礎知識などの情報を提供します。

必要に応じて不安解消のためのケアを行うとともに、除去食で不足する栄養素等に関する指導を行うなど、家庭で適切な生活が送れるようにサポートすることも重要です。

P25-26 参照

(11) 教育委員会や学校の管理下でない場所（保育所・学童保育等）との連携を図ります。

教育委員会や学校の管理下でない場所（保育所・学童保育等）においても、食物アレルギー対応が必要な場合があります。保育所・学童保育等の関係者に対しても、必要に応じて管理者と協議し、研修会への参加を促すとともに、保護者の同意を得て食物アレルギーを有する児童生徒に関する情報を共有するなど、適宜対応することが望まれます。

## 4 学校における対応

### (1) 校内の食物アレルギー対応に関する委員会を設置します。

学校における食物アレルギー対応は、文部科学省の学校におけるアレルギー疾患対応の基本的な考え方にに基づき、組織的に行います。校長は、食物アレルギー対応について具体的な方針を策定したり、児童生徒の個別の取組プランや緊急時個別対応マニュアルを作成したり、研修会の企画をしたりするなど、全ての教職員が共通認識をもって食物アレルギー対応が実施できるように、校内の食物アレルギー対応に関する委員会（名称は適宜）を設置し、学校全体で食物アレルギー対応に取り組むための体制を作ります。

P 1 6 参照

Q .34

校内の食物アレルギー対応に関する委員会の委員はどのような構成にするのですか？

A .34

委員構成の例は、次のとおりです。

- 校長、教頭、主幹教諭、教務主任、校務主任
- 保健主事、養護教諭、給食主任、栄養教諭・学校栄養職員
- 学年主任、学級担任及び関係教職員
- 学校医

その他、必要に応じて、調理場関係者（共同調理場長、栄養教諭・学校栄養職員、調理員の代表）、教育委員会の担当者、保護者や主治医等を加えます。

Q .35

校内の食物アレルギー対応に関する委員会ではどのようなことを協議しますか？

A .35

校長を総括責任者として次のようなことを協議します。

- 食物アレルギー対応についての具体的な方針策定
- 食物アレルギー対応マニュアル作成
- 緊急時の対応の体制整備
- 学校給食における食物アレルギー対応の環境整備
- 食物アレルギー対応の申請があった児童生徒の「個別の取組プラン（案）」・「緊急時個別対応マニュアル」を検討・決定し、市町村に報告
- 食物アレルギー対応研修計画
- 全ての事故及びヒヤリハット事例の収集・対応策の検討をし、市町村に報告
- 食物アレルギー対応の評価と見直しの内容と方法及び時期
- 保護者や教職員からの食物アレルギー対応についての相談
- 医療機関や消防機関との連携

P 5 7 - 7 1 ・ 1 6 参照

(2) 食物アレルギー対応について各学校の具体的な方針を策定します。

県及び市町村の教育委員会の基本方針に基づいて、校長の指示のもと、学校における食物アレルギー対応の具体的な方針を策定します。

方針を策定する際は、学校給食以外の活動においても食物アレルギーが起こることを想定して検討します。

学校における食物アレルギー対応は医師の診断を基盤とし、保護者からの要望のみによる対応は行いません。

学校給食での対応については、児童生徒の実態や学校・調理場の能力・環境に応じ、市町村教育委員会の基本方針に基づいて、学校が個別・具体的な方針を策定することが重要です。

Q.36

食物アレルギー対応の方針にはどのような項目を盛り込むのですか？

A.36

食物アレルギー対応の方針に盛り込む項目の例は、次のとおりです。

- 食物アレルギーを有する児童生徒の学校生活での管理や配慮
- 食物アレルギー対応の研修
- 学校給食における食物アレルギー対応
- 学校・調理場（単独調理場）の施設・人員等の環境整備

(3) 食物アレルギー対応マニュアルを作成します。

市町村の食物アレルギー対応マニュアルを基に、各学校における基本方針、誤食・誤飲・誤配を防止するためのルールを整備し、校内の食物アレルギー対応マニュアルを作成します。

学校給食については、調理場から教室までの受渡しの場所・方法、教室での対応等、調理場との連携を含め記載します。学校給食が共同調理場方式の場合は、共同調理場との連携を図るとともに、必要に応じて他の受配校とも連携した内容とします。

(4) 緊急時の対応の体制を整備し、危機管理マニュアルに食物アレルギー対応を組み入れます。

県及び市町村教育委員会や、学校医、主治医、医療機関及び消防機関と連携を図った緊急時の体制を整備し、県の手引や市町村のマニュアル等を基に、学校や調理場の状況を踏まえた上で、緊急時に円滑な対応ができるように危機管理マニュアルに食物アレルギー対応を組み入れます。

P59-63 参照

(5) 学校給食における食物アレルギー対応の環境を整えます。

給食の誤配・誤食防止のための掲示物の作成や人員の配置や、弁当持参の児童生徒の衛生面及び誤配防止のための設備等の環境を整えます。

誤食による食物エピペン®の保管や緊急時の対応のための環境を整えます。

P27 参照

(6) 食物アレルギーに関する児童生徒の実態を把握します。

実態把握には、調査票等の書類と児童生徒や保護者を行う個別面談等によるものがあります。保健調査票や「食物アレルギーに関する調査票」では、食物アレルギーの有無、食物アレルギーを有する場合は原因食品や状態を把握します。「食物アレルギー対応申請書」及び添付書類から、児童生徒の食物アレルギーの原因食品や症状、家庭における対応の程度、過去の症状出現状況、学校での留意点、学校への要望等について把握します。添付書類は、医師の記載による「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」及び保護者からの「食物アレルギーの経過及び対応状況申告書」・「家庭における除去申告書」等があります。新1年生の場合には、入学前の通園施設と連携をとって実態把握します。

P 1 6 参 照

Q .37

児童生徒の実態把握の調査や申請の受け付けをどの時期に行いますか？

A .37

実態把握のための調査や食物アレルギー対応の申請の受け付け時期は次のようになります。

○定期

- ・小学校入学時
- ・進級及び中学校入学時

4月からの学校生活に間に合うように、小学校新1年生は就学时健康診断時又は入学説明会等で食物アレルギーに関する調査を行い、申請を受けます。進級については前年度3学期に申請を受けます。中学校入学については、入学説明会等を活用し3月中に引継ぎをします。

小学校入学時の学校給食の対応は、学校及び調理場の状況により、開始時期を決定します。

○不定期

- ・新規発症及び診断時
- ・転入時

必要が生じた場合は迅速に対応できるように、年度途中での対応が必要となる場合の対応方法についても、校内の食物アレルギー対応マニュアルに明記しておきます。

(7) 保護者と学校、学校間等の連携を密にします。

保護者とは、個別面談で家庭における食生活の状況など詳細な情報を収集し、具体的な対応内容について十分に相互理解を図ります。

幼稚園・保育所等、小学校、中学校、高等学校間で連携し、進学や転校等の場合にも、食物アレルギーを有する幼児児童生徒に関する情報(配慮事項等含む)を、進学先や転校先の学校と共有します。これにより、進学・転校当初のリスクを可能な限り減らすことができます。

また、学童保育等の学校の管理下でない場所とも、市町村のマニュアル等を基に児童生徒の安全が確保できるように連携します。

Q.38

個別面談の内容にはどのような例がありますか？

A.38

児童生徒の情報を詳細に把握するため、「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」、「食物アレルギーの経過及び対応状況申告書」、「家庭における除去申告書」を基に、次のような事項について面談を行い、「面談記録票（個人調査票）」を作成します。

なお、児童生徒の個人情報の取扱いには十分留意します。

- 食物アレルギーの原因食品、症状、家庭での対応等の状況
- 緊急時における具体的な連絡先や連絡方法と対応
- 食物アレルギーや緊急時処方薬等に対する児童生徒の理解度
- 学校生活での様々な場面での具体的な状況を想定した対応の確認  
学校給食を含め、学校で「対応できる内容」「対応できない内容」について、  
正確に伝え、保護者の理解と協力を得られるようにする。
- 学級・学年・学校の児童生徒への周知と指導事項の確認

#### (8) 全ての教職員を対象に研修を実施します。

全ての教職員が食物アレルギーやアナフィラキシー・アナフィラキシーショックの正しい知識をもって食物アレルギー対応を実施したり、アナフィラキシーショック発症時にエピペン®を適切に使用したりできるように、シミュレーションを取り入れるなど実践的な研修を定期的  
に実施します。

児童生徒がアナフィラキシーショックを発症する可能性は登下校中や様々な活動場面である  
ことや給食の時間の対応は学級担任以外の教職員が行う場合もあること、学校給食の食物ア  
レルギー対応において弁当持参の場合の弁当の取り扱い等、教職員が食物アレルギー対応を行う  
機会は様々にあることを考えた研修を実施します。

短時間勤務の教職員が研修に参加したり、全体研修の内容を把握したりできるようにするこ  
とも必要です。

P65-68 参照

#### (9) 全ての事故・ヒヤリハット事例を市町村教育委員会へ報告します。

全ての教職員は、全ての事故及びヒヤリハット事例について、状況や原因について管理職に  
報告します。

学校給食を原因として起きた事故やヒヤリハット事例について調理場と状況や原因について  
の情報を共有します。

校長は、事故やヒヤリハット事例について、市町村教育委員会に報告します。

学校内で起こった事故やヒヤリハット事例について、校内の食物アレルギー対応に関する委  
員会において対策を検討し、事故防止の徹底に努めます。

P69・105-109 参照

(10) 教職員の役割【例】

**【校長】**

- 学校における食物アレルギー対応の最高責任者として、県教育委員会・市町村教育委員会の基本方針の主旨を理解し、教職員に指導する。
- 校内の食物アレルギー対応に関する委員会を設置する。
- 食物アレルギーを有する児童生徒や保護者と、個別面談（マニュアルに定められた者が参加）を行う。
- 学校における食物アレルギー対応に関する委員会で、「個別の取組プラン（案）」及び「緊急時個別対応マニュアル」を決定し、市町村教育委員会に報告する。
- 市町村教育委員会が決定した「個別の取組プラン」及び「緊急時個別対応マニュアル」について保護者に通知する。（必要に応じて保護者への説明・協議への同席）

**【保健主事】**

- 校内の食物アレルギー対応に関する委員会を開催する。
- 食物アレルギーを有する児童生徒の実態を把握し、全教職員間で連携を図る。

**【学級担任】**

- 個別面談をマニュアルに定められた者と一緒に行い、食物アレルギーを有する児童生徒の実態を基に「個別の取組プラン（案）」及び「緊急時個別対応マニュアル」を作成する。
- 決定した「個別の取組プラン（案）」及び「緊急時個別対応マニュアル」を所定の場所に保管し、不在の際の対応に支障がないようにする。
- 給食の時間は、決められた確認作業（指さし声出し）を確実にし、誤配膳や誤食を予防する。
- 楽しい給食の時間を過ごせるように配慮する。
- 食物アレルギーを有する児童生徒の給食の喫食や食べ残し状況等を記録し、実態把握に努める。
- 給食の時間に教室を離れる場合には、事前に他の教職員に十分な引継ぎを行う。
- 給食の時間終了後も児童生徒の体調の変化に注意する。
- 他の児童生徒に対しても、食物アレルギーを正しく理解できるよう指導する。

**【養護教諭】**

- 食物アレルギーを有する児童生徒の実態把握を行う。
- 学校において管理が必要な児童生徒の「個別の取組プラン（案）」及び「緊急時個別対応マニュアル」を立案する。
- 関係職員とともに保護者と個別面談し、学校における対応について確認する。
- 主治医、学校医、消防署等との連携を図り、応急処置の方法や連絡先を確認する。
- 「個別の取組プラン（決定）」及び「緊急時個別対応マニュアル」をもとに、全教職員に共通理解を図り、緊急時の対応を確認する。
- 進学にあたり、食物アレルギーを有する児童生徒の実態や関連する情報を前年度中に引継ぎができるように準備する。

### 【栄養教諭・学校栄養職員】

- 養護教諭と連携し、食物アレルギーを有する児童生徒の実態把握や「個別の取組プラン（案）」及び「緊急時個別対応マニュアル」を立案する。
- 個別面談をマニュアルに定められた者と一緒に行う。
- 食物アレルギー対応を考慮した学校給食の献立作成を行う。
- 安全な学校給食の提供環境を構築する。
- 学校給食において食物アレルギー対応が必要な児童生徒及び保護者への情報提供について、マニュアルに定められた対応が実施できるようにする。
- 栄養教諭は、食物アレルギーを有する児童生徒及び保護者に対して、個別的な栄養指導を行う。（学校栄養職員も状況に応じて栄養教諭に準じて行う。）

### 【教職員】

- 食物アレルギーを有する児童生徒の実態や、「個別の取組プラン」及び「緊急時個別対応マニュアル」の情報を共有する。
- 学級担任が不在のとき、サポートに入る際に、担任同様に食物アレルギーを有する児童生徒の状態や対応内容を把握し、学級担任と同じ対応ができるようにする。
- 部活動やクラブ活動等の指導の際にも、食物アレルギーを有する児童生徒の状態や対応内容を把握した対応ができるようにする。
- 緊急時の対応ができるようにする。
- 食物アレルギーについての基礎知識をもつ。
- 給食の受取や配膳に関わる際には、決められた確認作業（指さし声出し）を確実にを行い、誤配膳や誤食を予防する。
- 弁当を預かる場合や、給食の献立変更等の連絡を受けた場合等は、マニュアルに従い、食物アレルギーを有する児童生徒が安全な学校生活を送ることができるようにする。

### 【調理員】

- 食物アレルギーについての基礎知識をもつ。
- 食物アレルギーを有する児童生徒の実態を理解し、対応の内容を確認する。
- 栄養教諭・学校栄養職員の調理指示をもとに、安全かつ確実に作業する。
- 作業工程表や作業動線図を確認して、安全な学校給食の調理を行う。

### 〈共同調理場〉

### 【共同調理場長】

- 調理場における食物アレルギー対応の責任者として、県教育委員会・市町村教育委員会の基本方針の主旨を理解し、調理場職員に指導する。
- 市町村教育委員会が決定した「個別の取組プラン」に基づいた学校給食における食物アレルギー対応を実施できるようにする。
- 調理場で発生した事故やヒヤリハットを市町村教育委員会へ報告する。